

くるめの未来
くるめのこれから。

久留米市新総合計画
第4次基本計画

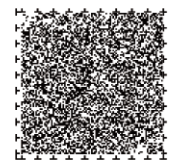
〔令和2年度～令和7年度〕

ダイジェスト版

水と緑の人間都市
久留米市

久留米市新総合計画
第4次基本計画

発行者 久留米市
発行 令和2年3月
企画編集 久留米市総合政策部総合政策課
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
TEL(0942)30-9112 FAX(0942)30-9703
ホームページアドレス
<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>



住みやすさ日本一を 目指して

久留米市では、平成12年(2000年)に「久留米市新総合計画 基本構想」を策定。令和2年度(2020年度)からは、中期的な取組の方向性をまとめた「第4次基本計画」のもと、新しいまちづくりがスタートします。

今回の第4次基本計画は、時代の変化を的確に捉えた都市づくりを推進し、市民と行政が協働して次の時代へ歩み出す、「**新たな時代への飛躍**」の期間と位置付けます。

子育て支援や教育環境の充実、地域共生社会の確立に向けて取り組むとともに、安全で安心して暮らせる災害に強いまちの形成や交通のポテンシャルを生かした開発の促進、IoTなど新たな技術を活用した地域の活性化などにより、未来へ発展していくまちづくりを目指しています。

市民の皆さまに久留米市のこれからの取組について知っていただき、共有していただくことで、「住みやすさ日本一」を目指した新しいまちづくりを進めます。

久留米市新総合計画の歩み

- (合併前)平成13年(2001年)～ …… 第1次基本計画
- [始 動]平成17年(2005年)～ …… 第2次基本計画
- [実 践]平成27年(2015年)～ …… 第3次基本計画
- [飛 躍]令和 2年(2020年)～ …… 第4次基本計画



あらためて、久留米のこと。

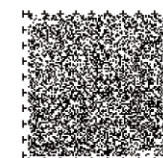
久留米市は、九州一の大河である筑後川と東西に連なる耳納連山に生まれ、美しい自然と温暖な気候に恵まれた緑豊かなまちです。

古くから交通の要衝でもあることから、鉄道やバス路線など公共交通網が充実しており、平成23年3月に九州新幹線久留米駅が開業してからは、通勤や通学もますます便利になりました。

また、市内には300を超える医療機関があり、小児救急の医療体制も充実するなど、全国でもトップクラスの医療環境は、久留米市の大きな強みの一つです。



東洋のエジソンと言われた田中久重や久留米餅を考案した井上传、ブリヂストンの創業者石橋正二郎など多くの先達が久留米のまちを発展へと導き、その歴史は今に連綿とつながる、ものづくりの気風が漂うまちです。
青木繁、坂本繁二郎といった日本の近代洋画を代表する画家が生まれ育った、芸術文化が根付くまちでもあります。



住みたい、住み続けたい都市になるために。



目標

将来にわたって、より長く 人口30万人が維持できる都市づくり

久留米市では「水と緑の人間都市」を基本理念に、「誇りがもてる美しい都市 久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」、「活力あふれる中核都市 久留米」を目指す都市の姿として掲げ、都市づくりを総合的に進めていきます。

目指す都市の姿
(基本構想)

誇りがもてる
美しい都市

経済の活性化や産業の安定的な成長を追求しながらも、環境と共生した、快適で美しく利便性の高い生活空間を形成する、世代を超えて未来へ継承されるまち

水と緑の人間都市
久留米市

市民
一人ひとりが
輝く都市

市民一人ひとりがかけがえない人間として尊重され、安全で安心な日常生活の中で健やかで心豊かな生活を送ることができるまち

活力あふれる
中核都市

これまで築いてきた都市の基盤がまちの活力と魅力を向上させ、さらに、様々な人を惹きつけることで持続的に発展する活力あふれるまち

目指す都市の姿 設定の視点

継続・一貫した
都市づくり

行政主導から
協働への転換

量から質への
転換

実現するために

時代の変化に
あった
計画かあ。



第4次基本計画

時代の変化を的確に捉えた都市づくりを推進し、市民と行政が協働して次の時代へ歩み出す、「新たな時代への飛躍」の期間

都市づくりの **3つの基本的視点** を持って
効果的な施策を展開

基本的視点

1

時代の変化を
見据えた
施策の展開

基本的視点

2

市民満足度の高い
生活の場として
選ばれる都市の実現

基本的視点

3

あらゆる主体が
協働した持続的な
地域社会の形成

目指す都市の姿 (基本構想)

誇りがもてる
美しい都市

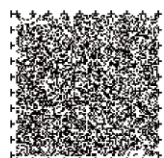
市民一人ひとりが
輝く都市

活力あふれる
中核都市

各分野を横断的に貫く都市づくりの視点

基本計画の実施

地域の活力を生かしながら
未来へ発展していく都市の実現へ



第1章 基本計画の概要

1 目的

久留米市は、平成12年(2000年)に21世紀における都市づくりの指針となる「久留米市新総合計画基本構想」を策定しました。この基本構想は、「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市 久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」、「活力あふれる中核都市 久留米」の3つの都市像を目指す都市の姿として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に進めていくこととしています。

基本計画は、この都市の姿の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的に示したもので、久留米市の都市づくりの基盤となる計画として策定するものです。



2 期間

令和2年度(2020年度)から、基本構想の目標年次である令和7年度(2025年度)までの6年間とします。

3 位置づけ

第4次基本計画は、基本構想に掲げる目指す都市の姿の実現に向けた集大成の期間であるとともに、時代の変化を的確に捉えた都市づくりを推進し、市民と行政が協働して次の時代へ歩み出す、「新たな時代への飛躍」の期間と位置づけます。



4 目標人口

令和7年度(2025年度)末の人口を30万人(住民基本台帳)と設定します。

5 進行管理

(1) 政策評価制度

目指す都市の姿の実現状況を点検するための「まちづくり評価」と、具体的な事務事業の取組状況や成果を評価する「事業評価」により運用します。



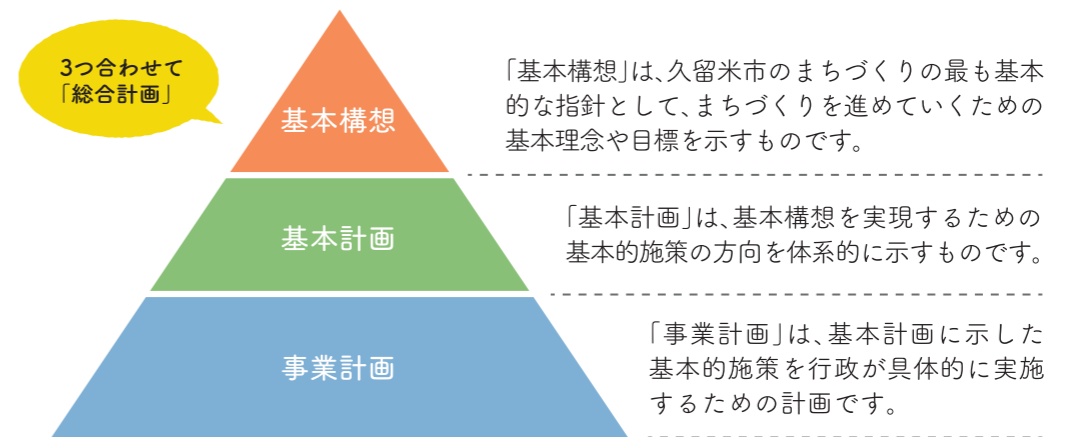
(2) 事業計画

基本計画で示す施策を、行政が具体的に実施する計画として、財政状況を踏まえた事業計画を策定します。事業計画の期間は、前期3年、後期3年とし、必要に応じて見直しを行います。

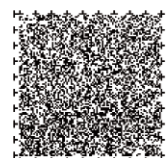
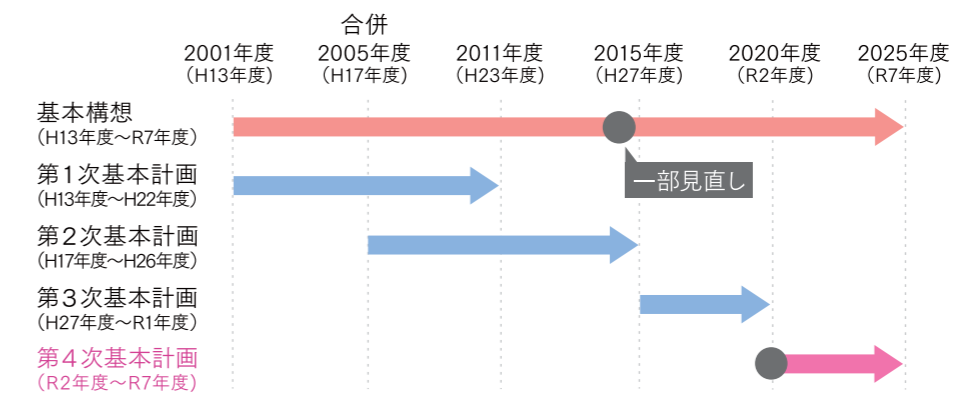


【参考】

(1) 久留米市新総合計画の構成



(2) 基本構想と基本計画の計画期間



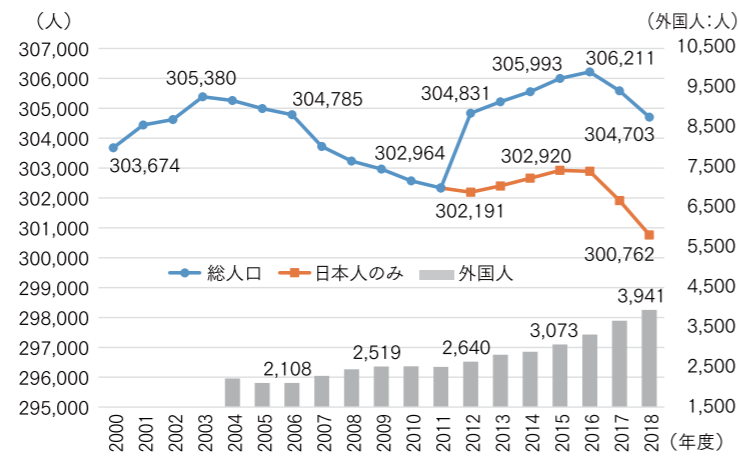
第2章 久留米市の現状



1 人口

総人口の推移

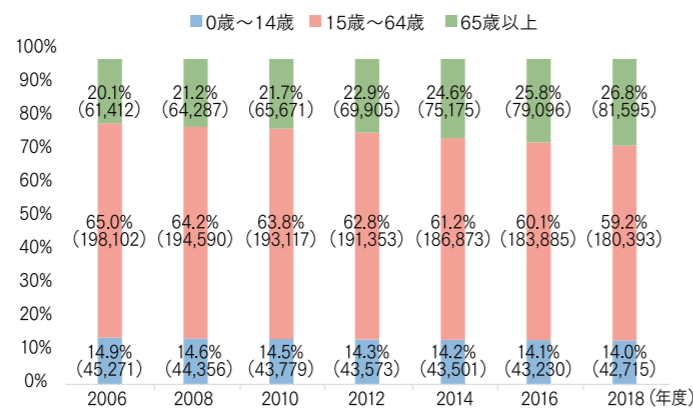
ベトナムやフィリピンの国籍の方が増えているんだって



資料)久留米市住民基本台帳人口
注)外国人は、平成17年(2005年)2月の合併以降の人口を記載
注)平成24年度(2012年度)に、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人を加算

人口構成比の推移

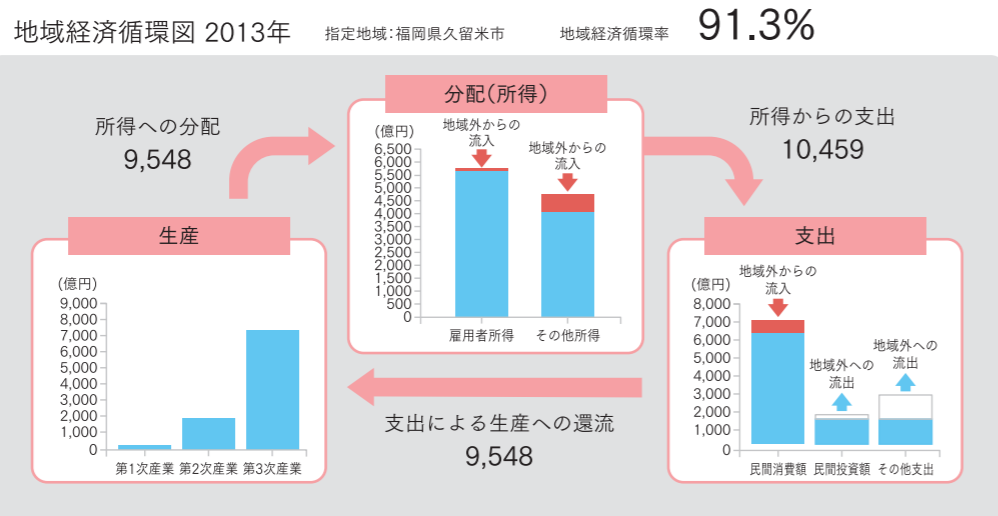
10年間で生産年齢人口が約14,000人減っているらしい



資料)久留米市住民基本台帳人口
注)()中は人数

2 経済

地域経済循環図



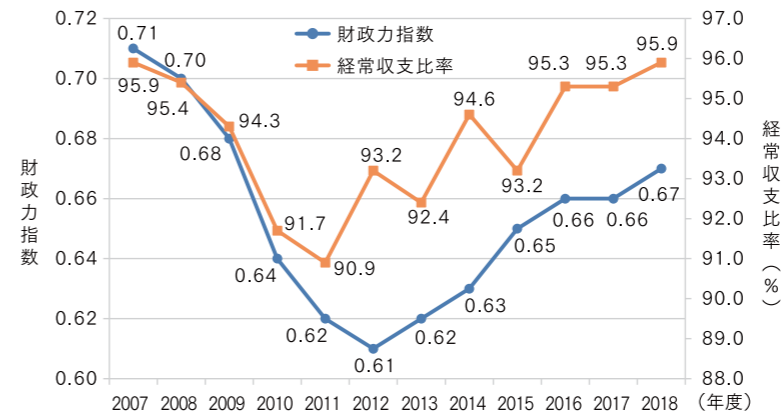
資料)内閣府「地域経済分析システム (RESAS)」

市内の需要を市内の生産活動で自給することが重要です



3 財政

財政力指数と経常収支比率の推移

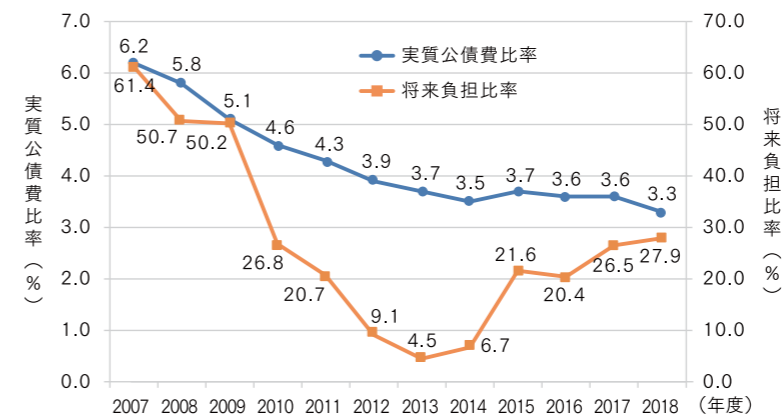


※財政力指数: 地方公共団体の財源がどのくらい余裕をもっているかを表す指標
※経常収支比率: 毎年度固定的に支出される経費が毎年度安定的に確保される収入に対してどのくらいになっているかを示す比率
資料)久留米市財政状況資料集

経常収支比率は低いほど良く、財政力指数は高いほど良いとされています



実質公債比率と将来負担比率の推移



※実質公債費比率: 市債の返済額やそれに類する支出など実質的な公債費の大きさを、標準財政規模から市債の返済額として地方交付税に上乗せされた額を差し引いた規模に対する割合で表したもの
※将来負担比率: 市債や第三セクターの負債など、地方公共団体が将来負担すべき実質的な債務の大きさを、標準財政規模から市債の返済額として地方交付税に上乗せされた額を差し引いた規模に対する割合で表したもの
資料)久留米市財政状況資料集

類似都市と比較すると、実質的な借金返済額の比率は非常に低い状況です



第3章 基本計画の考え方



第4次基本計画の推進にあたっては、時代潮流や社会経済環境の変化を踏まえ、目指す都市像の実現に向けて、次のような都市づくりの長期的展望を基本として取組を進めます。

1 持続可能な都市づくりの推進

全国的に人口減少社会が進行していく中で、久留米市が今後も自主自立の自治体運営を行いながら、地域の活力を維持し、持続可能な都市として市民福祉の増進に取り組んでいくためには、都市活力の基盤として、一定の人口規模を維持していくことが極めて重要です。

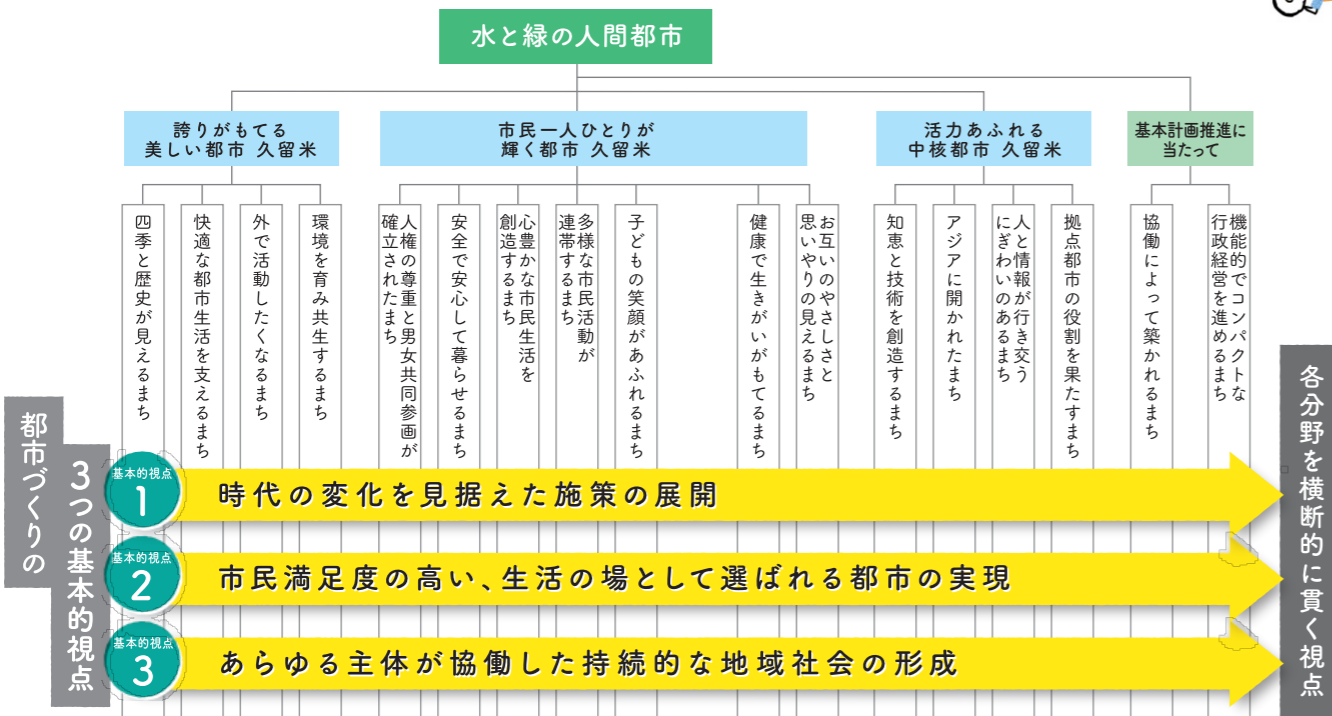


久留米市の住民基本台帳人口は、平成24年度(2012年度)以降、自然動態の減少幅を上回る社会動態の増加が見られ、増加基調が続いていましたが、平成29年度(2017年度)に再び減少に転じており、今後の急激な人口減少を避けるためにも、自然動態の減少をできる限り抑制しながら、社会動態を増加させる必要があります。

第4次基本計画においても、引き続き、人口問題をまちづくりの総合的な課題として捉え、将来にわたって、より長く人口30万人が維持できるよう、人口が減少しにくい足腰の強い都市づくりを着実に進める必要があります。

2 都市づくりの基本的視点

第4次基本計画では、各分野を横断的に貫く都市づくりの基本的な視点として、「時代の変化を見据えた施策の展開」、「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」、「あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成」の3つの視点を持って、効果的な施策の展開を図ります。



基本的視点(1)



時代の変化を見据えた施策の展開

今後、想定される人口減少社会や超高齢社会の進行、グローバル化、高度な情報通信技術の発展など、行政を取り巻く環境の変化に応じて、財政状況も踏まえながら、サービスの質や量を柔軟に対応させていく必要があります。また、人々の価値観の変化や市民ニーズの多様化・複雑化により、既存の行政サービスの枠にとどまらない分野横断的な課題や新たに顕在化する問題への対応が求められており、効率的で質の高い行財政運営を基礎とした、「時代の変化を見据えた施策の展開」が必要です。

基本的視点に基づいた取組の考え方



社会の変化するスピードがどんどん早くなっています

- 人口減少社会が進行する中、持続可能な地域社会であり続けるためには、効率的な都市形態への転換が重要であることから、ネットワーク型のコンパクトな都市づくりや、社会基盤施設の総合的な維持・管理に取り組めます。
- 令和7年(2025年)頃までに、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となるなど、今後の人口構造の変化により、税収の減少や社会保障関連経費の増大、労働力不足や地域の担い手不足による産業や地域の活力低下など、多方面にわたり大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、合計特殊出生率の向上や、市外からの移住・定住の促進に視点を置いた施策の展開を図ります。
- これまでの情報社会から更に進化した新たな社会(Society5.0)が到来すると、AIやIoTの役割は、まちづくり、健康・福祉、教育、防犯・防災、産業振興などの多くの分野でその重要性を増してきます。このため、高度な情報通信技術や膨大なデータ(ビッグデータ)を、新たな成長や発展に向けた地域社会の基盤として取り入れ、その活用を図ります。
- 今後の自治体経営を行う上では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を取り入れた施策の展開を図ります。
- 地球温暖化をはじめとする、地球規模の環境問題が深刻化する中、その解決を図り、安全で持続可能な社会を構築するために、自然と共生した環境への負荷が少ない都市づくりを進めます。

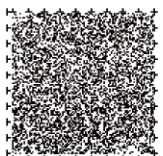
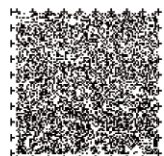
コンパクトな都市

出生率の向上 移住・定住の促進

ビッグデータの活用

SDGs

環境への負荷が少ない都市



基本的視点(2)

市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現

久留米市がこれからも都市活力を持続的に発展させながら、未来へ継承していくためには、この地で暮らすすべての市民が、より幸せを実感できる生活空間の創造が求められます。そのためには、久留米市の有する豊かな地域資源を活用して、住みやすさ日本一の都市としてのブランド力を向上させるとともに、その価値を市民へ広く還元することで、「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」を目指します。

基本的視点に基づいた取組の考え方

「選ばれる都市」がキーワードです



- 人々が幸せな生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、誰もが活躍することができる社会の実現が何よりも必要です。誰もが住みやすく、人の温かさを感じながら心豊かに暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインが配慮され、外国人をはじめ、文化や生活習慣が異なる人々が、お互いを尊重しながら認め合い、共に生活の場を形成していくまちづくりを進めます。
- 誰もが生涯を通じて質の高い生活を送り、生き生きと活動できるよう、必要な人に必要な福祉サービスを提供できる体制づくりを進めるとともに、身近な生活の場で、気軽にできる健康づくりやふれあいの場づくりを通じて、心身の健康保持や増進を図る取組を進めます。
- 市民満足度の高いまちづくりを進めるため、景観に配慮した快適な都市空間の形成や、心身にゆとりと潤いをもたらす文化の創造に取り組むとともに、生活の場として選ばれ、住み続けてもらうために、地域産業の振興による雇用の創出に取り組みます。
- 次代を担う子どもたちを育むことは、都市の未来を育むことであるという認識に立ち、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを行うとともに、子どもたちが豊かな人間性を備え、自立して社会に参画できるよう、教育の充実に取り組みます。
- 選ばれる都市としての優位性を確立するため、時代の潮流やライフスタイルの変化に対応した魅力の更なる磨き上げを行い、久留米らしさを創り出すとともに、その特性に応じて、ターゲットを明確にした戦略的かつ一貫性のある発信と訴求に努め、定住人口や交流人口の増加を図る取組を進めます。

人権の尊重

誰もが活躍できる社会

質の高い生活

市民満足度

次代を担う子どもたち

定住人口

交流人口



基本的視点(3)

あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成

少子高齢化の進行や単独世帯の増加、地域住民相互のつながりの希薄化など、様々な社会課題に直面する中、社会環境の変化や市民ニーズの質的な変化へのきめ細かな対応とともに、既存の制度の枠組みでは解決できない新たな課題への対応が求められています。そのため、従来の公平性や平等性を原則とした画一的な行政サービスの充実だけでなく、地域社会における多様な主体が特性を生かして、新たな関係性と役割分担のもとに活動を展開する、「あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成」を進めます。

基本的視点に基づいた取組の考え方

一人ひとりの力が地域を支えます



- 持続的な地域社会の形成に向けて、地域で支え合う力の再生が求められているため、地域で暮らす住民や関係団体が、支援機関との連携により様々な地域生活課題を把握し、包括的に受け止める体制を整えつつ自ら解決していく、地域共生社会の実現に取り組みます。
- 人口減少社会においては、地域コミュニティの維持に向けて、地域社会を形成する住民同士が、お互いに顔の見える関係を築くことが重要であり、地域防災力の向上や犯罪防止の取組、地域での見守り活動など、地域と行政がそれぞれの役割をお互いに認識しながら協働することで、安全で安心な地域社会の維持に取り組みます。
- 地域コミュニティ組織を地域社会の基礎として、地域がこれまでに培ってきた特性や社会資源を生かした、特色ある地域づくりを進めていくとともに、移住者や外国人等が持つ多様な考え方もまちづくりに取り入れることで、地域の魅力をより一層高め、活力に満ちた住み続けられる地域づくりを進めます。
- 地域で脈々と受け継がれてきた伝統や風習を地域特性として生かしながら、地域のつながりを強化していく必要があります。このため、市民一人ひとりが地域社会における役割と責任を持ち、地域コミュニティの一員として、主体的な参画を促す取組を進めます。
- 地域で活動する住民だけではなく、様々な民間団体や事業者等と行政が積極的にパートナーシップを築き、相互に連携することにより、既存の制度の枠組みでは解決できない新たな課題に対応することができる仕組みづくりを進めます。

地域共生社会

地域コミュニティの維持

特色ある地域づくり

伝統や風習

役割と責任

新たな課題への対応



久留米市新総合計画



水と緑の人間都市

- ◆ 個の存在や個性を尊重し、その自立性を大切に
- ◆ 自然と都市、人と人、人と自然の共生を大切に
- ◆ 本市の誇る地域資源である水と緑を大切に

第4次基本計画 (令和2年度～7年度) ～「新たな時代への飛躍」～

基本構想 (平成13年度～令和7年度)

基本計画の考え方①
持続可能な都市づくりの推進

まちづくりの総合的課題
人口問題
(人口30万人の維持)

基本計画の考え方②
都市づくりの基本的視点

(1)時代の変化を見据えた施策の展開

- ◆ネットワーク型のコンパクトな都市づくり、社会基盤施設の総合的維持管理
- ◆合計特殊出生率の向上や移住・定住の促進に視点を置いた施策の展開
- ◆高度な情報通信技術や膨大なデータ(ビッグデータ)の活用
- ◆「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を取り入れた施策の展開
- ◆自然と共生した環境への負荷が少ない都市づくり

(2)市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現

- ◆人権の尊重、ユニバーサルデザインへの配慮、多文化共生のまちづくり
- ◆質の高い生活の確保と心身の健康の保持増進
- ◆景観に配慮した都市空間形成、文化の創造、地域産業振興による雇用創出
- ◆安心して子どもを産み育てられる環境づくり、教育の充実
- ◆地域資源の魅力の磨き上げと、戦略的かつ一貫性のある発信と訴求

(3)あらゆる主体が協働した持続的な地域社会の形成

- ◆地域課題を包括的に受け止め、自ら解決していく地域共生社会づくり
- ◆地域防災力の向上や犯罪防止の取組など、安全で安心な地域社会の維持
- ◆移住者や外国人等が持つ多様な考え方も取り入れた特色ある地域づくり
- ◆地域住民の主体的なまちづくりへの参画
- ◆民間団体や事業者等と行政との積極的なパートナーシップの構築

都市づくりの目標
(まちづくり評価)

総合成果指標

人口 (30万人)

住みやすさ (90.0%:市民意識調査)

定住意向 (85.0%:市民意識調査)

愛着度 (85.0%:市民意識調査)

都市の姿

施策の方向性

施策

都市の姿指標

目指す都市像① 誇りがもてる 美しい都市 久留米

- 四季と歴史が見えるまち
- 快適な都市生活を支えるまち
- 外で活動したくなるまち
- 環境を育み共生するまち

- ① 季節感あふれる水と緑の空間の創出
- ② 魅力ある歴史資源の活用
- ③ ネットワーク型のコンパクトな都市の形成
- ④ 快適な都市環境の確保
- ⑤ 集い、楽しむ空間の創出
- ⑥ 快適な移動環境の形成
- ⑦ 低炭素・循環型社会の構築
- ⑧ 自然環境の保全と生活環境の向上

誇りがもてる美しい都市 久留米

【目指す成果】

- 季節感あふれるまちだと感じる市民を増やす
- 都市環境が充実しているまちだと感じる市民を増やす
- 外で活動しやすいまちだと感じる市民を増やす
- 環境に配慮した取組をしている市民を増やす

【主な指標】

- 花と緑の量、新規に情報発信した歴史スポット数
- 居住誘導区域内の人口密度、都市計画道路の整備率
- リニューアルした都市公園の数、自転車通行空間の整備延長
- 市民一人一日当たりのごみ排出量、クリーンパートナー登録者数

目指す都市像② 市民一人ひとりが 輝く都市 久留米

- 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち
- 安全で安心して暮らせるまち
- 心豊かな市民生活を創造するまち
- 多様な市民活動が連帯するまち
- 子どもの笑顔があふれるまち
- 健康で生きがいもてるまち
- お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

- ⑨ 人権意識の確立と人権擁護の推進
- ⑩ 男女共同参画の推進
- ⑪ 総合的な危機管理の強化
- ⑫ 暮らしの安全対策の推進
- ⑬ 創造的な文化芸術活動の推進
- ⑭ 生涯学習・スポーツの振興
- ⑮ 地域コミュニティの活性化
- ⑯ 市民活動の活性化
- ⑰ 安心して産み、育てられる環境の充実
- ⑱ 子どもの健やかな育ちの保障
- ⑲ 未来へつなげる教育と学びの充実
- ⑳ 安心して学べる教育環境づくりの推進
- ㉑ こころと体の健康増進
- ㉒ 保健医療体制の充実
- ㉓ 高齢者・障害者の社会参加の推進
- ㉔ 支え合う地域づくりの推進
- ㉕ 高齢者・障害者福祉の充実
- ㉖ 生活困窮や子どもの貧困対策の充実

市民一人ひとりが輝く都市 久留米

【目指す成果】

- 人権が尊重されているまちだと感じる市民を増やす
- 安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民を増やす
- 心豊かに暮らせるまちだと感じる市民を増やす
- 地域をよりよくすることに取り組む市民を増やす

【主な指標】

- 人権研修会に初めて参加した人の割合、校区コミュニティ組織における女性役員割合
- 防災士・防災リーダーの数、交通事故発生件数[10万人当たり]
- 文化施設の利用者数、成人の週1回以上のスポーツ実施率
- 自治会加入世帯数、地域活動・ボランティア活動の団体数
- 子育てしやすいまちだと感じる市民を増やす
- 健康であると感じる市民を増やす
- 地域での支え合いや助け合いが充実していると感じる市民を増やす
- 合計特殊出生率、全国学力テストの平均正答率、自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合、学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合
- 各種がん検診の平均受診率、心肺停止者の発症一か月後の生存率、住民主体の介護予防活動の場の数
- 地域での見守り訪問活動件数、地域包括支援センター・障害者基幹相談支援センターの総合相談件数、生活自立支援センターの相談支援件数

目指す都市像③ 活力あふれる 中核都市 久留米

- 知恵と技術を創造するまち
- アジアに開かれたまち
- 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち
- 拠点都市の役割を果たすまち

- ⑲ 多様な人材が活躍する労働環境の整備
- ⑳ 魅力ある農業の振興
- ㉑ 学術研究都市づくりの推進
- ㉒ 国際性豊かな地域づくりの推進
- ㉓ 魅力ある観光の振興
- ㉔ にぎわいと憩いの創出
- ㉕ シティプロモーションの強化
- ㉖ 高度医療都市の推進
- ㉗ 都市間連携の推進

活力あふれる中核都市 久留米

【目指す成果】

- 働きやすいまちだと感じる市民を増やす
- 国際性豊かなまちだと感じる市民を増やす
- にぎわいのあるまちだと感じる市民を増やす
- 県南の中核都市であると感じる市民を増やす

【主な指標】

- 製造品出荷額、農業産出額、労働者数(雇用保険被保険者数)
- 大学・研究機関等の研究者数、外国人住民数
- MICE開催支援件数、市内を訪れた観光客数
- 住宅の購入を伴う転入者数、アザレアネット参加医療機関数、久留米広域連携中核都市圏の圏域人口

基本計画推進に 当たって

- 協働によって築かれるまち
- 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

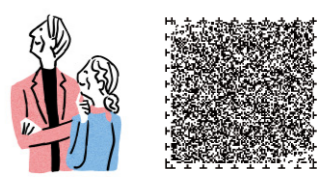
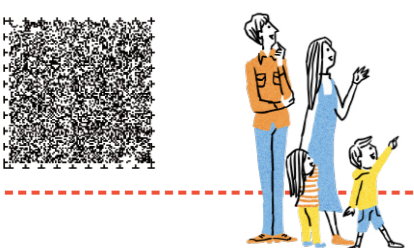
- ⑳ 市民との協働の推進
- ㉑ 変革に対応できる職員育成
- ㉒ 効率的で質の高い行政運営の推進
- ㉓ 計画行政の推進

土地利用計画

国土利用計画法第8条の規定に基づき、久留米市土地利用計画として、久留米市の区域における土地利用に関する基本的事項を定める。

【構成】

- 1 土地利用に関する基本方針
- 2 土地利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要
- 3 目標を達成するための重点的な取組



第4章 都市づくりの目標



久留米市の都市づくりにあたっては、久留米市に住み、活動する市民や事業者、団体、行政などが、久留米市の目指す将来の姿を共有し、協働していくことが必要です。

第4次基本計画では、都市づくりの指針である基本構想の総仕上げの期間に位置することを踏まえ、計画期間(基本構想の目標年次)中に目指す都市の姿をわかりやすく示す指標を設定し、実現に向けた進捗状況を明らかにします。

この指標を都市づくりの目標とし、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、目指す都市の姿の実現に近づいた状態を表す「都市の姿指標」で構成します。

1 総合成果指標

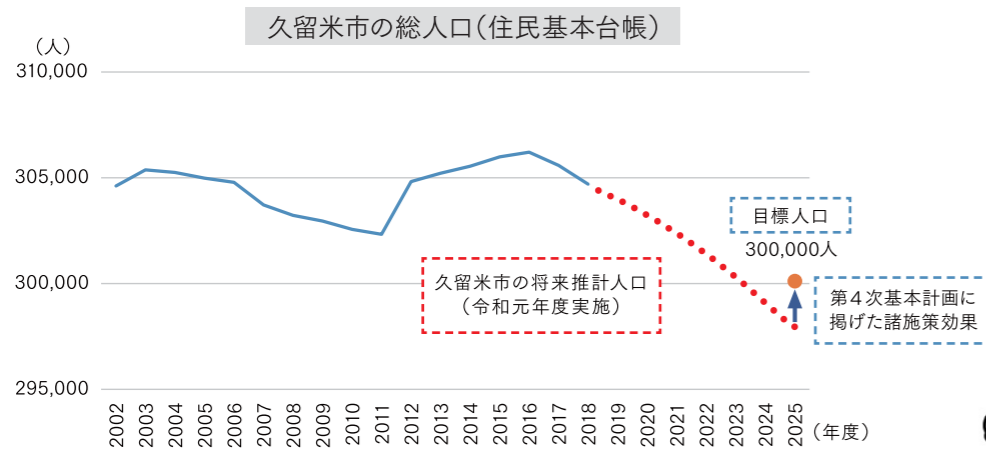
第4次基本計画の推進にあたっての総合的課題を「人口」問題と捉え、あらゆる施策を講じた姿として、人口30万人を目標に設定します。

あわせて、人口動態の増減に影響を及ぼす市民の意識である「住みやすさ」「定住意向」「愛着度」を設定することとします。

指標名	現状	目標
人口	304,703人 (H31.4.1住民基本台帳)	300,000人 (R8.4.1住民基本台帳)
住みやすさ (住みやすいと思う市民の割合)	88.4% (R1市民意識調査)	90.0% (R7市民意識調査)
定住意向 (住み続けたいと思う市民の割合)	79.6% (R1市民意識調査)	85.0% (R7市民意識調査)
愛着度 (愛着がある市民の割合)	81.7% (R1市民意識調査)	85.0% (R7市民意識調査)



【表】人口30万人の維持に向けた目標試算



※平成24年度(2012年度)は、住民基本台帳制度の改正に伴い、外国人を住民基本台帳に加算している



2 都市の姿指標

目指す都市の姿の実現に近づいた状態を表す「都市の姿指標」では、各施策が目指す総合的な指標として、施策の方向性ごとに「目指す成果」を設定します。また、各論において各施策の実現状況を評価する指標として、施策ごとに毎年評価が可能な「主な指標」を設定します。

「目指す成果」は市民意識調査の結果で測定します

【都市の姿指標(目指す成果)一覧】

(1) 誇りがもてる美しい都市 久留米

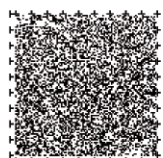
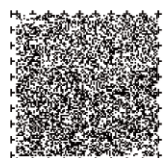
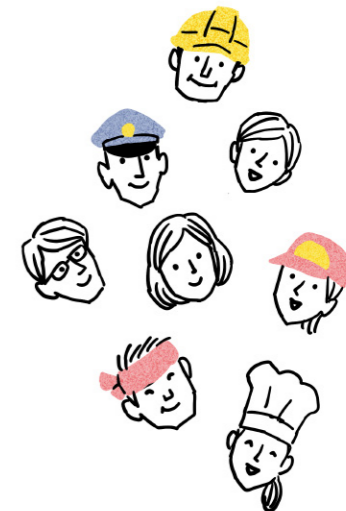
都市の姿指標(目指す成果)	現状値 令和元年(2019年)度	目標値 令和7年(2025年)度
季節感あふれるまちだと感じる市民を増やす	85.7%	90.0%
都市環境が充実しているまちだと感じる市民を増やす	61.9%	70.0%
外で活動しやすいまちだと感じる市民を増やす	56.3%	65.0%
環境に配慮した取組をしている市民を増やす	80.3%	85.0%

(2) 市民一人ひとりが輝く都市 久留米

都市の姿指標(目指す成果)	現状値 令和元年(2019年)度	目標値 令和7年(2025年)度
人権が尊重されているまちだと感じる市民を増やす	66.6%	70.0%
安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民を増やす	74.9%	80.0%
心豊かに暮らせるまちだと感じる市民を増やす	73.1%	75.0%
地域をよりよくすることに取り組む市民を増やす	49.3%	55.0%
子育てしやすいまちだと感じる市民を増やす	75.0%	80.0%
健康であると感じる市民を増やす	75.2%	80.0%
地域での支え合いや助け合いが充実していると感じる市民を増やす	64.1%	70.0%

(3) 活力あふれる中核都市 久留米

都市の姿指標(目指す成果)	現状値 令和元年(2019年)度	目標値 令和7年(2025年)度
働きやすいまちだと感じる市民を増やす	54.5%	60.0%
国際性豊かなまちだと感じる市民を増やす	26.7%	30.0%
にぎわいのあるまちだと感じる市民を増やす	35.2%	40.0%
県南の中核都市であると感じる市民を増やす	58.8%	65.0%



第1章 誇りがもてる美しい都市 久留米

第1節 四季と歴史が見えるまち

久留米市の都市の個性である雄大な自然景観に市民が誇りと愛着を持ち、暮らしの中に質の高い緑化空間や水辺に親しむ空間が創出された、自然豊かで季節感あふれる都市を目指します。

また、郷土の歴史を未来へつなぐ、地域の史跡や伝統行事などの魅力的で豊かな資源が大切に受け継がれ、まちづくりの文化に根付いた歴史都市を目指します。

施策の内容

I 季節感あふれる水と緑の空間の創出

地域の特性を生かした効果的な緑化整備や、河川を活用した水辺空間の創出など、風情ある四季を体感することができる空間づくりを進めるとともに、市民や事業者との協働による花と緑の創出や保全に取り組みます。

また、地域の魅力向上と活性化を促進するために、地域ごとに特色のある花や緑にあふれた豊かな景観を保全するとともに、効果的な情報発信に取り組みます。

II 魅力ある歴史資源の活用

歴史資源の適正な保存と効果的な活用のために、収蔵や展示環境の充実を図るとともに、魅力的な歴史ストーリーを構成するなど、市民が郷土の歴史や文化に触れ、体感することができる機会の創出に取り組みます。

また、市民や観光客の関心を高めるため、地域との協働により、歴史資源を生かした観光プログラムの構築や充実、国内外に向けた効果的な情報発信に取り組みます。

第2節 快適な都市生活を支えるまち

県南の中心的役割を担う都市機能を有した中心拠点と、暮らしに密着した地域生活拠点が形成され、その拠点間が幹線道路や公共交通で結ばれた、持続可能なネットワーク型のコンパクトな都市を目指します。

また、市民生活を支える社会基盤施設が適正に配置され、効率的かつ安定的に維持された、快適な都市環境を有する都市を目指します。

施策の内容

I ネットワーク型のコンパクトな都市の形成

中心拠点や地域生活拠点に住宅や都市機能を誘導するため、土地利用のあり方を見直すとともに、駅周辺における居住環境の整備促進に取り組みます。

また、市域内外への円滑な移動手段を確保し、産業活動を活性化させるため、国や県などと連携し、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備や、交通渋滞により慢性的に支障をきたしている地域の渋滞緩和対策に取り組みます。

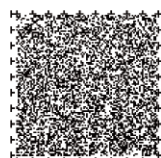
さらに、日常生活を快適に送ることができるよう、駅などの交通結節機能の強化に加え、鉄道や路線バスなどの公共交通の維持と利便性の向上に取り組みるとともに、公共交通空白地域においては、地域の実情に応じた生活支援交通の導入を進めます。

II 快適な都市環境の確保

快適な都市環境を形成するため、生活道路や橋りょう、上下水道など、社会基盤施設の計画的な整備と安定的な維持管理に取り組みます。

特に、老朽化が進んでいる社会基盤施設の長寿命化対策を講じるとともに、中長期的な視点での予防保全型の維持管理に取り組みます。

また、空き家の更なる流通促進を図るための支援や、空き家を適正に管理するための啓発などを推進します。



第3節 外で活動したくなるまち

日々の暮らしの中で、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人々が生き生きと活動し、集い、楽しむことができる空間がまちの中に創出されるとともに、歩行者や自転車利用者が、市内を快適に安心して回遊できる移動環境が整備され、「歩きたくなるまち」、「自転車が似合うまち」が実現された、外に出て活動したくなるまちを目指します。

施策の内容

I 集い、楽しむ空間の創出

多様なニーズに対応するため、屋外における市民の憩いやレクリエーションの場など、多面的な機能を持つ公園の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した公園施設の効率的な更新や地域などと連携した管理運営に取り組みます。

また、まちの魅力を高めるため、公園などの公共空間において民間活力の導入を進め、交流空間の創出に取り組みます。

II 快適な移動環境の形成

歩行者が、まちなかの賑わいや風情ある自然、歴史的街並みなど、地域の魅力を楽しみながら、安全で安心して移動できる、快適な歩行空間の整備に取り組みます。

また、市民が気軽に自転車を利用できる自転車通行空間や主要駅での駐輪環境の整備など、自転車の利便性向上と利用環境の改善に取り組むとともに、交通事故や放置自転車の防止に向けて、学校や関係団体などと連携した自転車利用のマナー向上に取り組みます。



第4節 環境を育み共生するまち

すべての市民や事業者が、環境問題を自らの問題として捉え、率先して温室効果ガス排出量の削減やごみの減量・再資源化に取り組む社会の実現を目指します。

また、豊かな自然環境と多様な生態系が地域社会全体で大切に守り育てられるとともに、衛生的で清潔感にあふれた生活環境の中で快適に暮らすことができるまちを目指します。

施策の内容

I 低炭素・循環型社会の構築

地域社会全体で地球温暖化対策に取り組む意識を高めるため、環境教育や環境啓発を強化するとともに、市民、事業者、行政の協働によって環境負荷低減行動を実践する仕組みを充実し、拡大させることで、都市の低炭素化に取り組みます。

また、市民や事業者のごみ減量に向けた意識を高めるとともに、ごみの排出抑制や再利用、再資源化の手法の更なる普及拡大を進めます。

あわせて、既存の中間処理施設の計画的な改修と、将来を見据えた新たなごみ処理体制の構築に向けた取組を進めます。

II 自然環境の保全と生活環境の向上

生物多様性の大切さを学ぶ機会の充実と、市民や活動団体との協働による自然環境の保全等に取り組むとともに、地球温暖化対策や水源かん養、防災や良好な景観形成など、多面的で公益的な機能を有する森林の適切な管理を進めます。

また、大気や河川の定期的な調査と適切な情報提供を行うことにより、環境汚染や健康被害等の未然防止に取り組むとともに、環境美化活動の促進をはじめ、ごみの不法投棄や野外焼却の防止、動物の愛護や適正飼育の啓発など、衛生的な生活環境づくりに取り組みます。



第2章 市民一人ひとりが輝く都市 久留米

第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、市民一人ひとりが人権問題を自分の問題として感じ、考え、その解決に向けて主体的に行動する、人権が確立されたまちを目指します。

また、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の内容



I 人権意識の確立と人権擁護の推進

差別の実態を捉え、あらゆる機会や場において、態度や行動に現れるような市民の人権意識を醸成するための教育や啓発を強化します。あわせて、地域や学校、関係団体等との連携を深め、人権のまちづくりを推進するとともに、今後増加が見込まれる外国人や、性的少数者からの相談など、様々な人権問題に対応する相談体制の充実に取り組みます。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめ、子ども、高齢者、障害者への虐待や性暴力などの人権侵害の未然防止、被害者の保護や救済に取り組むとともに、判断能力が不十分な人の権利擁護の取組を進めます。

さらに、同和問題の解決に向けて、経済的自立や社会参加の機会均等を図るための支援などに取り組みます。

II 男女共同参画の推進

市民一人ひとりの男女平等の意識づくりのための教育や啓発を強化するとともに、固定的性別役割分担意識に基づく慣習や慣行の解消に向けた取組を推進します。

また、あらゆる分野において、性別により差別されることなく、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、女性が意思決定場面に参画し、活躍するための環境づくりや人材育成の充実などに取り組みます。



第2節 安全で安心して暮らせるまち

市民の生命と財産を災害から守り、都市基盤における高い防災機能や「自助」「共助」による地域防災力の向上により、あらゆるリスクに対応できる総合的な危機管理が備わった、強靱な都市を目指します。

また、地域、各種団体、関係機関と行政が協働して、日常生活におけるあらゆる分野で予防活動などに取り組むセーフコミュニティの理念が生かされた、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

施策の内容

I 総合的な危機管理の強化

自主防災活動の更なる活性化に向けて、地域住民による避難活動や避難所運営が迅速にできる体制づくり、防災士等の人材の育成に取り組むとともに、地域と行政が連携を強化し、十分な防災機能を備えた避難環境の整備に取り組みます。

また、災害種別や地域の状況に応じて適宜、各種防災計画を見直し、迅速な情報収集体制の確立を図るとともに、適正な判断に基づき多様な伝達手段を用いて、早期かつ確実に情報が伝達できる仕組みづくりに取り組みます。

さらに、市民の安全性の向上を図るため、国や県と連携した治水事業や治山事業をはじめ、河川やため池の整備、市民や民間事業者と連携した雨水流出抑制などの浸水対策の強化、公共施設の耐震化に継続して取り組みます。

II 暮らしの安全対策の推進

セーフコミュニティ活動を更に充実させるため、市民への啓発や情報提供、自主的な活動への支援に取り組みます。特に、警察や関係機関等との協働による防犯活動や暴力追放運動の展開、防犯環境の整備を行うとともに、各種交通安全団体やボランティアとの連携強化による交通安全の啓発と交通事故を防止する環境の整備に取り組みます。

あわせて、教育機関との連携による消費者教育の充実や、見守りによる高齢者などの消費者被害の抑止に取り組みます。



第3節 心豊かな市民生活を創造するまち

市民一人ひとりがそれぞれの価値観や生活様式に応じて、優れた文化芸術に触れる機会が身近にあふれた、彩りある文化創造都市を目指します。

また、生涯にわたって主体的に学び、活動し、スポーツを楽しむことができるなど、誰もが生活にゆとりと潤いを持って心豊かに暮らすことができるまちを目指します。

施策の内容

I 創造的な文化芸術活動の推進

久留米シティプラザと久留米市美術館を最大限に活用し、上質で魅力的な文化芸術の鑑賞機会の確保を更に強化するとともに、市内外からの関心を高めるような情報発信の充実や、施設利用における利便性の向上を図ることにより、鑑賞者の増加と交流人口の拡大につなげます。

また、人々が気軽に音楽を楽しむために集い、交流する機会の創出に継続して取り組むとともに、アウトリーチ事業やワークショップ事業等の充実により、次代を担う子どもたちをはじめ、高齢者や障害者など、多様な主体が文化芸術を気軽に体験できる機会の創出に取り組みます。



II 生涯学習・スポーツの振興

校区コミュニティ組織等の団体と連携、協力しながら、市民が日常的に学習活動に取り組むことができる魅力ある学習プログラムの提供に加え、その学習成果を地域事業への参画や地域貢献活動につなげる取組を充実します。

また、誰もが、ライフステージに応じて身近な地域でスポーツを楽しみ、健康づくりを進める機会や施設の利用環境を充実させるとともに、市民のスポーツ意識や競技力の向上をはじめ、スポーツ観戦の促進に向けた情報の発信、スポーツを支える人材の育成と確保に取り組みます。



第4節 多様な市民活動が連帯するまち

多様化する地域課題の解決や地域の活性化に向けて、地域社会を構成する各主体が、それぞれの特性を生かしながら連携し、自らが暮らす地域を自らの力でよりよくしていく活動が活発に展開されるまちを目指します。

施策の内容

I 地域コミュニティの活性化

校区コミュニティ組織や自治会と連携しながら、住民自治意識の醸成を図るための地域情報の発信を強化するとともに、PTA役員経験者等に地域活動への参加を促すなど、新たな担い手の育成や確保に努め、自治会への加入促進やまちづくり活動の活性化に取り組みます。

また、まちづくり活動の基盤を維持するため、拠点施設の整備や校区間での情報共有のほか、人材育成などの持続可能な組織運営のための支援を行うとともに、地域の特性や実情に応じたまちづくり活動の活性化に向けた支援を充実します。

II 市民活動の活性化

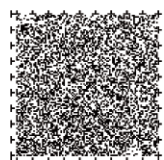
地域課題の解決に向けた多彩な市民活動が活発に展開されるよう、様々な情報や活動の場の提供を行う市民活動サポートセンターの機能を充実するとともに、社会福祉協議会との連携により、中間支援組織としての相互の役割を強化し、市民活動団体の運営や活動の支援に取り組みます。

また、学生のまちづくり活動の支援など市民活動の担い手の育成を進めるとともに、地域コミュニティ組織やNPO、ボランティア団体、事業者、大学等が、それぞれの特性を生かしながら活動できるよう、情報の共有化や相互理解を深めることができる環境づくりに取り組みます。



ゴミステーション

防犯灯



第5節 子どもの笑顔があふれるまち

子どもや子育てが地域全体で支えられ、安心して子どもを産み育てられる環境の中で、すべての子どもが希望を持って成長できる、子どもの笑顔があふれるまちを目指します。また、次代を担う子どもたち一人ひとりが大切にされ、未来を支える人づくりにつながる、教育が充実したまちを目指します。

施策の内容

I 安心して産み、育てられる環境の充実

結婚や子育てに関する情報提供と切れ目のない相談支援体制づくりを進めるとともに、保護者の経済的負担軽減への対応、幼児教育・保育や学童保育に関する質の向上と待機児童の解消を含む需要量に応じた提供に取り組みます。また、子育て中の保護者の自助・共助の取組や、子育て支援に取り組む団体の活動支援により、地域での子どもと子育てを支える体制づくりを進めるとともに、結婚、妊娠、出産、子育ての希望がかなう環境づくりに向けて総合的に取り組みます。

II 子どもの健やかな育ちの保障

子どもが成長していく上で、困りごとを抱え込んだり、生きづらさを感じたりすることがないよう、発達が気になる子どもへの支援をはじめ、児童虐待の防止と子どもの権利擁護、青少年の非行防止と健全育成に向けた取組など、関係機関との緊密な連携を図りながら、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

III 未来へつながる教育と学びの充実

児童生徒の学力の保障と向上に向けて、質の高い授業づくりに向けた研究と実践を進めるとともに、放課後等の学習会による学習習慣の定着を図ります。あわせて、新時代の子どもの学びを支える、ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用を図り、プログラミング教育や外国語教育、個別最適化された学びの実現などに取り組みます。また、郷土の文化や自然に親しみ、誇りと愛情を育むための「くるめ学」の取組や、質の高い文化芸術に触れ、感性や創造性を育む取組など、特色ある教育を進めるとともに、子どもたちの発達や成長を支え、生きる力の根底となる体力の向上に取り組みます。

IV 安心して学べる教育環境づくりの推進

学校や家庭、地域が連携し、子どもたちが豊かな心と高い人権感覚を身に付けることができるよう支援するとともに、いじめや不登校の早期発見、早期対応、障害を持つ子どもや日本語習得に関して支援が必要な子どもへの支援体制の充実などを通じて、自尊感情や自己有用感を高める取組を進めます。

また、地域の人材や専門家、ICT等を活用して、教員の働き方改革を進めるとともに、計画的に学校の施設や設備を整備します。あわせて、学校教育上の様々な課題が生じる可能性がある過小・過大規模校への対応に取り組みます。

第6節 健康で生きがいもてるまち

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む高い意識を持ち、個人の健康を地域社会全体で支え合うとともに、質の高い医療を享受でき、保健所機能や健康危機管理体制が充実した、健康都市の実現を目指します。

また、高齢者や障害者などの個人の特性やライフスタイルに応じて社会参加ができ、自分らしく健康で、生きがいを持つことのできるまちを目指します。

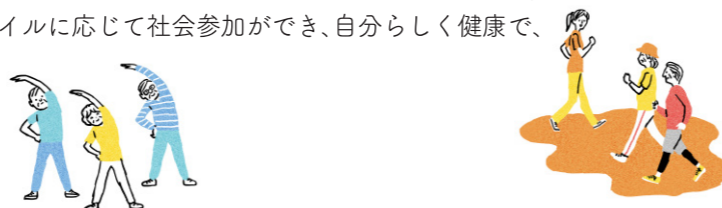
施策の内容

I こころと体の健康増進

生活習慣病の発症や重症化予防対策として、各種健(検)診の受診率の向上に取り組むとともに、市民一人ひとりが主体的に健康の増進に取り組む意識づくりや、幅広い世代の健康づくりに取り組みます。

また、こころの健康に関する周知や啓発、相談窓口の充実に取り組むとともに、誰も自殺に追い込まれることのないよう、地域や職域、関係機関等との連携強化に取り組みます。

さらに、これらの施策展開の核となる保健所等の機能充実や施設整備について、引き続き検討を進めます。



II 保健医療体制の充実

地域の医療機関などとの連携により、ドクターカー運行事業や夜間の小児救急医療体制の安定的な運営など、質の高い医療を安心して受けることができる救急医療体制の確保に取り組むとともに、市民に対して適正受診の周知啓発を図り、救急外来の適正利用と医療費の抑制を推進します。

また、感染症や食中毒の予防と拡大防止の取組の強化に加え、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生や自然災害時の健康被害などに迅速に対応できる体制を整備し、充実を図ります。

III 高齢者・障害者の社会参加の推進

高齢者の地域活動を通じた健康づくりをはじめ、多世代交流の促進などによる仲間づくりや、高齢者の生きがいづくりにつながる学習意欲の向上と運動習慣の定着を促進するとともに、地域住民主体の介護予防活動の支援に取り組みます。

また、障害者の生きがいづくり支援や社会参加に向けて、誰もが必要とする情報を円滑に利用できる環境の構築をはじめ、文化芸術やスポーツ活動に参加する機会の充実、障害者への理解を深めるための啓発や広報に取り組むとともに、就労に向けた相談体制の充実を図ります。

第7節 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

制度や分野ごとの縦割り、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現に向けて、高齢者や障害者、生活困窮者等への支援はもとより、地域住民一人ひとりが住み慣れた地域で相互に支え合い、やさしさと思いやりの心を持って暮らし続けることができるまちを目指します。

施策の内容

I 支え合う地域づくりの推進

地域で支え合う共助意識を醸成し、地域住民の課題解決力や支援を受ける力を高め合うとともに、住民と支援を行う関係機関との連携による支え合いの仕組みを強化するなど、地域福祉の推進に向けて、住民や関係団体が主体的かつ相互に、生活課題の解決を試みるための包括的な支援体制づくりに取り組みます。

II 高齢者・障害者福祉の充実

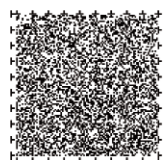
地域包括支援センターを核とした総合相談窓口機能の強化をはじめ、地域と多様な専門職が連携した支援の拡充、認知症の早期診断と早期対応の推進、認知症の人や家族への地域全体での支援など、高齢者が地域で自立して生活できる取組を進めます。

また、障害者が共同して生活する住居や多様な日中活動を行う施設の整備に加え、様々な在宅福祉サービスの充実に取り組むとともに、基幹相談支援センターなど相談支援体制の充実に取り組みます。

III 生活困窮や子どもの貧困対策の充実

生活に困窮する人の自立に向けて、関係機関と連携しながら、一人ひとりに寄り添った切れ目のない早期の支援を包括的かつ継続的に進めます。

また、生活面や経済面に課題を抱えているひとり親家庭への支援に取り組むとともに、生活困窮など困難を抱える子どもが貧困の連鎖を断ち切り、希望に満ちた将来を展望できるよう、自立に必要な力の育成を支援する取組を進めます。



第3章 活力あふれる中核都市 久留米

第1節 知恵と技術を創造するまち

地域経済をけん引する魅力的な成長分野の産業が創出され、地域産業が活性化し、更なる集積が進むことで、新たな雇用の場が生まれる活力のあるまちを目指します。

また、農業者の所得向上や安定的な農業経営により、他産地との競争に打ち勝つことができるブランド力を有した、持続的に成長可能な農業都市を目指します。

さらに、多様な人材がそれぞれの能力を発揮しながら活躍し、その能力やライフスタイルに応じて、多様な職業を選択できる労働環境が整備された、働きやすいまちを目指します。

施策の内容

I 多様な地域産業の創出と振興

地域商業の更なる振興に向けて、顧客獲得や販売力向上などによる経営基盤の強化や経営の効率化、地場特産品の販売促進や商品開発など、積極的な支援に取り組みます。

また、優れた技術や豊かな知恵などの特長を持つものづくり企業の情報発信に加え、国や県と連携した中小企業の生産性の向上、企業間連携の強化などの成長支援に取り組むとともに、企業誘致や新たな産業団地の整備を進めます。

さらに、地域の特性を生かした産官学金のネットワーク形成や連携強化により、企業の成長段階に応じた多様で切れ目のない支援を通じて、新製品や新技術の研究開発、新産業の創出を促進するとともに、県と連携して推進する「福岡バイオバレープロジェクト」において、バイオ関連産業の育成と成長を加速させる取組を進めます。

あわせて、将来的に市の基幹産業となりうるICTなどの成長分野の情報収集や研究、誘致に向けた取組を進めます。

II 魅力ある農業の振興

多種多様な農産物の生産を振興するため、農業生産施設等の整備を支援するとともに、環境に配慮した農業や効率的な生産を実現するスマート農業の推進に取り組めます。

また、法人化や経営の多角化などによる経営力の強化を支援するとともに、次世代の担い手となる新規就農者の育成と確保、人手不足や人材不足を解消するための労働力確保に向けた取組を進めます。

さらに、道の駅くるめや久留米市世界つつじセンター等の拠点施設を活用し、農業や農産物などの情報発信と緑花木産業の振興を図ります。

あわせて、農産物の知名度や農業都市としてのブランド力を向上させるため、トップセールスや各種メディアを活用したプロモーションなどに取り組めます。

III 多様な人材が活躍する労働環境の整備

育児や介護などの生活環境と仕事の両立や、テレワークをはじめとした多様な働き方の実現などに取り組む企業を支援します。

また、国や県、経済団体などと連携し、労働関連法規や働き方改革に関する基本的な考え方、生産性向上への取組に対する支援策の周知に努めるなど、多様な人材が活躍できる働きやすい環境の整備促進に取り組めます。

さらに、今後増加していくことが見込まれる、技能実習生をはじめとした外国人労働者の受入れ支援についても、国や県、関係団体などと連携を図りながら取り組めます。



第2節 アジアに開かれたまち

豊かな文化資源や産業技術が蓄積された学術、文化、産業の創造的な拠点都市を目指すとともに、更なる経済成長が期待でき、様々な分野において交流の可能性があるアジアにつながる国際交流都市を目指します。

また、市民が主体的に取り組む国際協力や国際交流活動が活発に行われ、外国人にとって訪れやすく、住みやすい環境が整備された多文化共生のまちを目指します。

施策の内容

I 学術研究都市づくりの推進

学術研究機関のネットワークを強化し、相互の連携を促進するとともに、それぞれが持つ特色を生かした研究活動の支援に取り組めます。

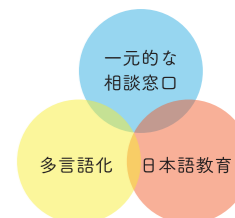
また、大学等と地域の連携による地域課題の解決や交流の活性化に取り組むとともに、国や県、民間などの先導的な研究プロジェクトによる研究成果を地域産業へ還元する取組を進めます。

あわせて、学術研究都市としての認知度を向上させるため、市内外に向けた情報発信の強化に取り組めます。

II 国際性豊かな地域づくりの推進

海外への販路拡大に取り組む事業者を支援するとともに、国や県、関係機関と密接に連携して、地域企業の経営基盤の強化につながる積極的な海外展開の支援に取り組めます。

また、外国人が安心して生活できるよう、一元的な相談窓口の設置や行政情報の多言語化、日本語教育の機会の確保など、必要な支援の充実に向けて、県、大学、企業、地域などと連携して取り組めます。



第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

中心市街地の施設や機能を生かし、人、もの、情報などが行き交い、まちを楽しみながら活動できる、にぎわいのあるまちを目指します。

また、豊富な地域資源を生かした観光地づくりが進み、全国や海外からの誘客や、市域を越えた連携が充実した、活力ある交流拠点都市を目指します。

施策の内容

I にぎわいと憩いの創出

広域求心力の中核を担う中心市街地の活性化を図るため、久留米シティプラザや久留米総合スポーツセンターを活用した学会や大会、イベント開催等による集客を、中心商店街や市内の各分野に経済効果として波及させる取組を進めます。

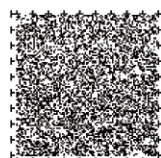
また、来街者や就業者、居住者のニーズを捉えた多様なサービスの提供や、賑わい拠点としての久留米シティプラザの活用などにより、楽しみと憩いを感じながら快適に過ごすことができる都市空間の形成を促進します。

II 魅力ある観光の振興

久留米市を訪れる国内外の旅行者の嗜好や動向などを把握し、分析を進めるとともに、ニーズや滞在時間に応じた観光ルートの提案や効果的なプロモーションを通じて、今後も増加が見込まれる外国人観光客をターゲットにした誘客を強化します。

また、市民との協働により、地域の観光素材の発掘と魅力の付加に取り組み、地域に密着した観光振興を進めることで、地域の活力につなげます。

さらに、近隣自治体や事業者などと連携したプロモーションにより、国内外に対して情報を発信し、ブランド力や認知度向上に取り組めます。



第4節 拠点都市の役割を果たすまち

福岡県南地域のの中核都市として、県や佐賀県東部を含む近隣市町と連携しながら、都市圏としての一体的な活力を持ち、地域をけん引する拠点性と求心力のあるまちを目指します。

また、市民が誇りと愛着を持ち、市外の人からも高く評価される都市としてのブランドを確立させ、将来にわたって魅力にあふれるまちを目指します。

施策の内容

I シティプロモーションの強化

豊かな自然や食、文化芸術、ものづくり、健康、医療などの地域資源の魅力向上を図るとともに、ターゲットに合わせた戦略的な情報発信やメディアの活用など、市民との協働による様々なシティプロモーション活動を行うことにより、移住や定住、交流人口の拡大に取り組みます。

また、市外の人々の久留米に対する印象や、他の自治体との比較による久留米の強みや弱みといった特徴の把握などにより、より効果の高い戦略的なプロモーションを展開していきます。

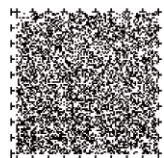
II 高度医療都市の推進

高度な医療機関が集積する恵まれた環境を生かし、先進医療技術の開発や導入を促進するなど、質の高い医療の提供体制の充実に取り組みます。さらに、広域医療ネットワークの充実や、より高度で専門的な救急医療機関へ速やかにつなぐ連携体制、国内トップクラスの救急搬送体制などを強化することにより、高度医療都市としてのブランド力を向上させるとともに、安全で安心な広域医療サービスの実現に取り組みます。

III 都市間連携の推進

地域の一体的な成長や発展をけん引するため、連携中枢都市圏など近隣自治体との連携により、社会や住民ニーズに対応した効率的かつ効果的な行政サービスを提供します。

また、国の動向なども踏まえて、広域行政の取組の検証や見直し、共通課題に応じた新たな広域連携の枠組みの検討を行い、活力ある都市圏の形成に取り組みます。



第4章 基本計画推進に当たって

第1節 協働によって築かれるまち

市民と行政との信頼関係に基づく開かれた行政運営の中で、まちづくりの課題や目的が共有され、まちづくりの様々な分野で市民の力が生かされた、市民と行政が協働していくまちを目指します。

施策の内容

I 市民との協働の推進

多様化する地域課題を解決するため、行政運営のあらゆる段階で、市民や地域コミュニティ組織などの協働を推進するとともに、役割分担や情報の共有化、連携の強化を図りながら、市民の主体的なまちづくりに向けた総合的な支援に取り組みます。

また、行政情報が市民に分かりやすく伝わるよう、様々な媒体を活用した広報活動を展開するとともに、市民からの声を広く把握し、施策への的確な反映に努めます。

さらに、SNSなどを活用して、市民と行政の双方向のコミュニケーションを密にすることにより、情報の共有化と課題解決につながる仕組みづくりを進めます。

第2節 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

目指す都市の姿の実現に向けて、自らのまちを創り上げることのできる能力と高い生産性を持ち、社会環境の変化に柔軟に対応できる、機能的でコンパクトな行政経営を目指します。

施策の内容

I 効率的で質の高い行財政運営の推進

行財政改革の推進に向けて、既存施策の的確性や費用対効果を検証し、歳入・歳出の両面から大胆に見直しを進めるとともに、ICT等の最新技術や民間活力の積極的な活用などにより、効率的で質の高い市民サービスの提供に取り組みます。

また、公共施設管理の最適化を進めるとともに、市民会館跡地などの公有地について効率的な利活用の検討を進めます。

II 変革に対応できる職員の育成

安定した行政サービスを提供していくため、多様な知識と経験を有した人材の確保をはじめ、人事評価制度の運用や幅広い人材の登用、テレワークなどの新たな働き方の検討などに取り組みます。

また、性別や職種、職位に関係なく、主体的にキャリア形成を進めることができる人材の育成と組織の活性化などに取り組みます。

III 計画行政の推進

今後、更に厳しい財政環境が見込まれる中、社会環境の変化に柔軟に対応しながら、基本計画に掲げる施策を着実に推進するため、事業計画を策定し、施策の具体化と推進を図ります。

また、進捗状況や課題等の評価と検証を行いながら、効率的で効果的な事業展開に取り組みます。

